

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例の改正について

令和 5 年 1 0 月  
子ども・福祉部

### 1 現行条例について

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」は、社会全体で常に障がい者との積極的な対話を通じて社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図る取組を進めることによって、障がい者が活躍できる共生社会を実現することを目的として、平成 30 年 6 月制定されました。

### 2 改正について

#### (背景)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正法が令和 3 年 5 月に国会で可決・成立し、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされていまして、令和 5 年 3 月、政令により令和 6 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

法改正により、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」についても、努力義務とされていた事業者の合理的配慮の提供及び、国及び地方公共団体との相互連携についても義務化が必要となります。

#### (改正内容)

別紙、条例改正（案）のとおり。

#### (施行期日)

令和 6 年 4 月 1 日から施行（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正施行日と同日）

### 3 スケジュール

令和 5 年 1 2 月 医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明

令和 6 年 2 月 改正条例案の提出

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例改正（案）

改 正 案	現 行
<p>(国等との連携協力)</p> <p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力するものとする。</p> <p>(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を<u>しなければならない</u>。</p>	<p>(国等との連携協力)</p> <p>第六条 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、関係機関、関係団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協力する<u>よう努める</u>ものとする。</p> <p>(事業者における障がいを理由とする差別の禁止)</p> <p>第十一条 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を<u>するように努めなければならない</u>。</p>

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

## 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

## 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

### 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的就かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

### 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

### 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

### ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

## 参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成